

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、川上村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年六月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 吉野郡川上村内全域

三 測量の期間 平成二十九年五月二十六日から平成三十年三月三十日まで